## 【農業担い手育成支援事業】

事業名	事業の内容	対象経費	補助基準	補助対象者
[1]	農業経営の向上を図るために、	剣淵町から道内の	対象経費の10分の	担ぼ、就農予定
農業研修等	基础、朝的農業職•技術	研修地までの交通	7以内	者、又は構成員の
派遣事業	等を習得する研修や、町外の先	費、宿台費、研修参	ただし、同一年度1	概ね半数が担い
	進的農業者との意見交換等に	加費	回まで、5万円を限	手で構成される
	派遣に対しての支援		度	グループ
[2]	町内に新たに就農しようとす	研修者に対する研	研修生1人当たり	受入農業者
農業研修受	る方、又は消費地後2年末満	修指導に要する経	1日2,000円,	
入等支援事	の方の実践的研修のために受	費	一年度180日を限	
業	入れる農業者等に対しての支		度	
	援	剣淵町から研修生	道外2万円以内	受入農業者にお
		住所地までの帰路	道为1万円以内	いて研修を修了
		の交通費		は方
[3]	農業者等が自ら町内外におい	剣淵町から現地ま	対象経費の10分の	担长、又满成
農業活性化	て地場農産物の消費拡大及び	での交通費、宿泊	7以内	員の概ね半数が
活動支援事	PR等、地域農業の活性化とな	費、会場告上料、車	ただし、同一年度2	担い手で構成さ
業	る活動に対しての支援	両借上料	回まで、1回あたり	れるグループ
			10万円を限度	
[4]	農業者自らのスキルアップと	資格取得(野菜ソム	対象経費の2分の	担手
農業担手	農業経営の向上を目指し、意欲	リエ、北海道フード	1以内	
スキルアッ	的に多様な資格を取得するこ	マイスター、食育マ	ただし、1資格1回	
プ支援事業	とに対しての支援	イスターなど) の受	まで、2万円を限度	
		験料		
		ただし、農業機械及		
		び自動車等の資格		
		取得を除く		

## ■補助対象者の用語(定義)

担い手とは・・・・町内に住所を有する45歳未満の農業者

就農予定者とは・・町内で就農しようとする45歳未満の方

受入農業者とは・・町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業者グループ

## ■申請書及び支給

申請書には、「事業の内容」「期間」「経費」などを記載していただき、申請書を審査して、 補助の対象と認められた場合には、補助金を支給いたします。